

外国送金の資金をだまし取る詐欺にご注意願います！

2025 年 1 月

お客さま各位

株式会社みなと銀行

平素はみなと銀行をご利用いただきありがとうございます。

お客さまと海外のお取引先等との間の電子メールの内容が盗み取られ、偽の電子メールや改ざんされた電子メールが送信され、それにだまされ誤った口座あてに外国送金を取組し、資金が詐取される被害が発生しています。

■ 発生事象

- (1) **海外のお取引先等になりすまして**送信された電子メールの送金指示や添付された請求書にしたがい外国送金を行った結果、送金した資金を詐取されたケース
- (2) 外国に所在する子会社のCEO等、**上層幹部になりすまして**お客さまに送信された電子メールの指示にしたがい外国送金を行った結果、送金した資金が詐取されたケース
- (3) **お客さまから海外のお取引先等に送信した**電子メールや添付請求書が改ざんされ、お客さまの指定口座とは異なる口座に送金された結果、受領すべき資金が詐取されたケース

上記の事象を踏まえ、お客さまには次の対策実施の検討をお願いいたします。

■ 対応策

➤ 送金取組前の事前確認

以下の事例のような通常の請求・支払慣行と異なる対応を求められた場合は、海外のお取引先等に対し、**電子メールとは異なる手段(電話やFAX等)で事実関係を確認する。**

- ① 海外のお取引先等から送金先口座を変更する旨の電子メールを受信した場合
- ② 海外のお取引先等の、通常とは異なるメールアドレスから送金依頼メールを受信した場合
(「m」(エム)と「rn」(アール エヌ)との入替えなど見分けが困難なこともありますのでご注意ください)
- ③ 至急扱いや極秘扱いの送金依頼メールを受信した場合 など

➤ 電子メールの返信方法

海外のお取引先等から受信した電子メールに対して電子メールで返信する場合、「返信」ではなく、「転送」機能を用いて名刺等の正式な書式に記載されている正しいメールアドレスを再入力することで、送信先の正当性の確認を行う。

➤ パソコンのセキュリティ対策強化

送金取引やその連絡に利用している**パソコンのセキュリティ対策**を行う。

また、海外のお取引先等と送金依頼口座情報等の電子メールを送受信する際には、**暗号化した添付ファイル**を使用したり電子署名を付すなど、より安全性の高い方法で行う。

外国送金詐取の被害に遭われた場合は、直ちにお取引店および所轄警察署へご相談ください。

全国銀行協会のホームページに掲載の『重要なお知らせ』もご参照願います。

(<https://www.zenginkyo.or.jp/topic/detail/nid/3561>)